



(大阪経由)

(平成30年7月11日付け大運輸第2000号進達)

近運自二第644号

許 可 書

千路商事 株式会社

平成30年7月11日付けをもって申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業は、下記のとおり許可する。

記

1. 営業区域

泉州交通圏

2. 条件

- (1) 運輸開始の期間は、許可の日から6ヶ月とする。
- (2) 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等（健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険）に加入すること。

平成30年11月6日

近畿運輸局長 八木 一 夫

